プロジェクト	**IFRS S1号に相当する基準の開発**
項目	**バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価**

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第7回サステナビリティ基準委員会（2023年1月18日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）のIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1号」という。）に相当する基準（日本版S1基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版S1基準における**バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価**に関する定めについて検討することを目的としている。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第12項参照）。

日本版S1基準において、IFRS S1号の定めを取り入れ、次のことを定める。

(1) 用語の定義を次のように定める。

① 「バリュー・チェーン」とは、報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、リソース及び関係のすべてをいう。

(2) 重大な事象が発生した場合、又は状況に重大な変化が発生した場合、バリュー・チェーンを通じて、影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならない。

(3) 本項(2)にかかわらず、バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク又は機会の範囲について、本項(2)よりも頻繁に再評価することができる。

ISSB基準の理解

4. IFRS S1号付録Aでは、本論点に関連する用語として、「バリュー・チェーン」について、次のように定めている（和訳は事務局による仮訳。以下同じ）。

value chain

The full range of interactions, resources and relationships related to a reporting entity's business model and the external environment in which it operates.

A value chain encompasses the interactions, resources and relationships an entity uses and depends on to create its products or services from conception to delivery, consumption and end-of-life, including interactions, resources and relationships in the entity's operations, such as human resources; those along its supply, marketing and distribution channels, such as materials and service sourcing, and product and service sale and delivery; and the financing, geographical, geopolitical and regulatory environments in which the entity operates.

バリュー・チェーン

報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、リソース及び関係の全範囲。

バリュー・チェーンには、製品又はサービスの構想から提供、消費及び終了まで、企業が使用し依存する相互作用、リソース及び関係が含まれる。これには、企業の事業における相互作用、リソース及び関係（人的資源など）、企業の供給チャネル、マーケティング・チャネル及び流通チャネルにおけるもの（材料及びサービスの調達並びに製品及びサービスの販売及び配送など）、並びに企業が事業を営む財務的環境、地理的環境、地政学的環境及び規制環境が含まれる。

5. IFRS S1 号では、バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価について、次のように定めている。

B11 On the occurrence of a significant event or significant change in circumstances, an entity shall reassess the scope of all affected sustainability-related risks and opportunities throughout its value chain. A significant event or significant change in circumstances can occur without the entity being involved in that event or change in circumstances or as a result of a change in what the entity assesses to be important to users of general purpose financial reports. For example, such significant events or significant changes in circumstances might include:

(a) a significant change in the entity's value chain (for example, a supplier in the entity's value chain makes a change that significantly alters the supplier's greenhouse gas emissions);

(b) a significant change in the entity's business model, activities or corporate structure (for example, a merger or acquisition that expands the entity's value chain); and

(c) a significant change in an entity's exposure to sustainability-related risks and opportunities (for example, a supplier in the entity's value chain is affected by the introduction of a new regulation that the entity had not anticipated).

重大な事象が発生した場合、又は状況に重大な変化が発生した場合、企業はバリュー・チェーンを通じて、影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならない。重大な事象又は状況の重大な変化は、企業がその事象若しくは状況の変化に関与していなくても発生することがあり、又は企業が一般目的財務報告書の利用者にとって重要であると評価する内容の変化の結果として、発生することがある。例えば、そのような重大な事象又は状況の重大な変化には、次のすべてものが含まれる場合がある。

(a) 企業のバリュー・チェーンにおける重大な変化（例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、温室効果ガス排出を著しく変えるような変更を行う。）

> (b) 企業のビジネス・モデル、活動又は企業構造の重大な変化（例えば、企業のバリュー・チェーンを拡張する合併又は買収）
>
> (c) 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会へのエクスポージャーの重大な変化（例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、企業が予想していなかった新たな規制の導入の影響を受ける。）
>
> B12 An entity is permitted, but not required, to reassess the scope of any sustainability-related risk or opportunity throughout its value chain more frequently than required by paragraph B11.
>
> 企業は、バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク又は機会の範囲を、B11 項で要求されているよりも頻繁に再評価することが容認されるが、要求されない。

公開草案に対する当委員会のコメント

6. 当委員会は、バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価に関連して、IFRS S1 号の公開草案における「バリュー・チェーン」の定義では、報告企業自身もバリュー・チェーンの一部であるようにも読めるが、一部の文脈においては、バリュー・チェーンには報告企業自身は含めないというものもあるため、この点を明らかにすべきであるとのコメントを行った。

事務局による分析

（「バリュー・チェーン」の定義）

7. IFRS S1 号における「バリュー・チェーン」の定義は、「報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、リソース及び関係の全範囲」というものであり、報告企業自身は含まれていないと考えられる。「バリュー・チェーン」という用語は、文脈によって、報告企業自身を含む場合と含まない場合があることが考えられるが、日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定義と異なる定義を定める必要はないと考えられる。

8. したがって、国際的な比較可能性を損なわないようにするためには、IFRS S1 号における用語の定義を日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

9. この際、日本語として理解しやすいものとするため、「報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、リソース及び関係のすべて」と定義することが考えられる。

（バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価）

10. IFRS S1 号の公開草案では、バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価を毎期行うことが要求されることが示唆されていたが、公開草案に対するコメント提出者から、再評価に係る企業のコストを懸念する声が寄せられたため、ISSB において再審議した結果、前述の第 5 項に記載した定めが追加されたとされている（IFRS S1 号 BC59 項及び BC60 項）。

11. したがって、このような経緯を踏まえると、IFRS S1 号の定めを日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

（事務局による提案）

12. 日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のことを定めることが考えられるがどうか。

(1) 用語の定義を次のように定める。

① 「バリュー・チェーン」とは、報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、リソース及び関係のすべてをいう。

(2) 重大な事象が発生した場合、又は状況に重大な変化が発生した場合、バリュー・チェーンを通じて、影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならない。

(3) 本項(2)にかかわらず、バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク又は機会の範囲について、本項(2)よりも頻繁に再評価することができる。

文案

13. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント
① 日本版 S1 基準において次のことを定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。 (1) 「バリュー・チェーン」について、「報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、リソース及び関係のすべて」であると定義する。 (2) 重大な事象が発生した場合、又は状況に重大な変化が発生した場合、バリュー・チェーンを通じて、影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならない。 (3) (2)にかかわらず、バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク又は機会について、(2)よりも頻繁に再評価することができる。 ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。 ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以　上